

(企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号の様式)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 追完情報

a (2) の a の有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書 (以下この様式において「届出書」という。) の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その内容を記載すること。

(a) 法第 7 条前段に規定する重要な事項の変更があつた場合又は第 11 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事情が生じた場合

(b) 第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は 19 条の 2 に掲げる場合

(c) その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

b (2) の a の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があつた場合には、その旨及びその額を記載すること。

c (2) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の a 及び b に掲げる場合に応じ、当該 a 及び b に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 7 月から 9 月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合 (当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後 6 月の業績の概要 (中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 13 月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要 (連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

d (2) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない 1 年を 1 事業年度とする会社においては、次の a 及び b に掲げる場合に応じ、当該 a 及び b に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね 7 月から 9 月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合 (当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後 6 月の業績の概要 (中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね 13 月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要 (財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

e (2) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない 6 月を 1 事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね 7 月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。

f 届出書提出日の直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議があつた場合又は当決議期間において土地再評価法第 8 条の 2 第 1 項の規定による定款の定めがある場合当決議期間において、商法等改正法附則第 3 条第 4 項又は附則第 24 条に規定する定款の

定めがある場合を含む。)には、(2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

g (2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間において資本減少に係る特別決議による自己株券等の買付け等、定款による自己株式の消去のための自己株券の買付け等又は償還株式の消去のための自己株券等の買付け等を行つた場合には、当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第2項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

(2) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付すること。

- a 最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
- c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書